

『これからの自治体職員のための実践コンプライアンス』の内容補正について

本書発刊以降の法改正につきまして、以下のとおり、内容補正の情報をご案内いたします。

(令和5年4月1日までに公布された法令をもとに作成しています。)

◇個人情報保護法の改正(令和5年4月1日施行)について

該当頁

Unit 1 19頁 上から12行目～15行目

Unit 2 65頁 17行目～21行目

Unit 3 153頁 下から7行目

160頁 上から5行目～13行目

162頁 上から7行目～22行目

令和5年5月11日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され同法第50条及び第51条の規定により個人情報保護法の改正が行われました。下記内容が変更されています。

○個人情報保護委員会が一元的に制度を所管

・国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等においてこれまで別々の法律や条例により運用されてきた個人情報の取扱いが同一の法(個人情報保護法)によって運用される

・国の機関である個人情報保護委員会が全体を所管

※地方公共団体等の条例は、法律の範囲内で必要最低限の独自の保護措置を講じることとされています。

◇行政不服審査法・行政手続法の改正(平成28年4月1日施行)について

該当頁

Unit 1 21頁 注釈(上から1つ目、3つ目)

Unit 2 49頁 下から8行目～50頁 下から6行目

49頁 注釈(下から1つ目、2つ目)、50頁 注釈

Unit 3 178頁 下から10行目～179頁 上から6行目

181頁 上から5行目～182頁 上から6行目

186頁 上から15行目～19行目

平成 28 年 4 月 1 日の改正行政不服審査法の施行により、下記内容が変更されています。

○審理員による審査手続・第三者機関への諮問手続の導入

○不服申立ての手続きを「審査請求」に一元化

※「異議申立て」手続きは廃止し、不服申立てが大量にされる処分等については、「再調査の請求」（選択制）を導入

○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を 3 か月に延長

平成 28 年 4 月 1 日の改正行政手続法の施行により、下記内容が変更されています。

○国民が、法令に違反する事実を発見した場合に、行政機関に対し、それを是正するための処分や行政指導を求めることができる仕組みの設置

○行政機関から法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた事業者等が法律に違反していると考えられる場合には、行政指導の中止などを求める申出をすることができる仕組みの設置

◇個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の改正（平成 29 年 5 月 30 日全面施行）について

注）行政機関個人情報保護法の改正の補足

該当頁

Unit 1 19 頁 上から 8 行目～15 行目

Unit 3 159 頁～162 頁

平成 28 年 5 月 27 日、改正個人情報保護法、改正行政機関個人情報保護法が公布されました。

本書に関係のある主な改正内容は以下の通りです。

○個人情報の定義の明確化

・「個人識別符号が含まれるもの」を新たに「個人情報」として明確化

※「個人識別符号」とは「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」（例：指紋認識データ、顔認識データ等）と、「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」（例：旅券番号、免許証番号等）のこと

・「要配慮個人情報」について、本人の同意を得て取得することを原則義務化し、本人の同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止

※「要配慮個人情報」とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」のこと

○適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

・特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを「匿名加工情報」と定義し、その加工方法や取扱い等の規定を整備

注) 個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工したものを「行政機関非識別加工情報」と定義し、その開示等の規定を整備

◇著作権法の改正（平成 30 年 12 月 30 日施行）について

該当頁 Unit 3 169 頁 注釈（上から 1 つ目）

○著作物等の保護期間の延長

著作権の存続期間が、著作者の死後 50 年から 70 年に延長

◇意匠権法の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）について

該当頁 Unit 3 169 頁 注釈（上から 3 つ目）

○意匠権の存続期間の延長

意匠権の存続期間、「登録日から 20 年」から「出願日から 25 年」に変更